

第23回 栗原地域合併協議会

日 時 平成17年2月17日(木)
午後2時00分
場 所 瀬峰町「テアリホール」

会 議 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 会議録署名委員の指名

4 協議事項

《第10回栗原地域合併協議会(平成15年12月25日開催)確認事項》
「協議第36号 一般職の職員の身分の取扱いについて」の確認について

5 その他

6 閉 会

「協議第 36 号 一般職の職員の身分の取扱いについて」の確認について

【協議会等の経過】

- ・平成 15 年 12 月 11 日 第 9 回栗原地域合併協議会 提案
- ・平成 15 年 12 月 25 日 第 10 回栗原地域合併協議会 確認

(確認内容：抜粋)

〔 合併関係町村の一般職の職員である者については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 〕

- ・平成 16 年 6 月 19 日 栗原 10 町村合併協定調印式
- ・平成 16 年 6 月 25 日~
平成 16 年 7 月 26 日 栗原 10 町村議会 合併関連議案 可決
- ・平成 16 年 8 月 4 日 宮城県知事へ廃置分合申請書 提出
- ・平成 16 年 10 月 13 日 宮城県議会 栗原 10 町村の合併議案 可決
- ・平成 16 年 10 月 13 日 宮城知事 栗原 10 町村の合併 決定
- ・平成 16 年 11 月 10 日 総務大臣 「栗原市」合併告示

【本協議会で確認すべき内容】

栗駒町が平成 17 年 1 月 1 日付けで採用した 11 名については、以下の理由により平成 15 年 12 月 25 日開催の第 10 回栗原地域合併協議会で確認された、協議第 36 号「一般職の職員の身分の取扱いについて」の対象となる職員には該当しないことから、そもそも新市への引き継ぎの対象外であること。

- (1) 長期雇用臨時職員を含む臨時職員の取扱いについては、協議第 36 号で協議した一般職とは別途の協議とされてきたこと。
- (2) 栗原 10 町村間の協議では、長期雇用臨時職員を正職員としては採用しない方針が明確に示されていたこと。

こうしたことから、栗駒町が平成 17 年 1 月 1 日付けで採用した 11 名については、新市に引き継ぐべきものではない。

協議第36号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年12月11日

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

一般職の職員の身分の取扱いについて

- 1 合併関係町村の一般職の職員である者については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。
- 3 職名及び職務内容については、人事管理の適正化の観点から合併時までに調整するものとする。
- 4 職員の給与については、適正化の観点から新市において調整するものとする。

平成15年12月25日確認



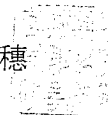
協 議 書

平成17年2月16日

築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村は、平成15年12月25日の第10回栗原地域合併協議会において確認された「協議第36号 一般職の職員の身分の取扱い」に基づき、平成16年6月19日に調印した合併協定書中、「第10 一般職の職員の身分の取り扱い」について、次のとおり合併関係町村間の協議内容を確認したので、ここに調印する。

- 1 栗駒町が平成17年1月1日付けで採用した職員11名については、「新市の職員として引き継ぐ」とした合併関係町村の協議の対象者には該当しないことから、新市への引き継ぎの対象外とする。
- 2 いわゆる長期雇用臨時職員を含む臨時職員の雇用については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の範囲内において、新市で対応することとする。

築館町長 千葉 徳 穂



若柳町長 菅原 郁 夫



栗駒町長 大 関 健 一



高清水町長 中 嶋 次 男



一迫町長 佐 藤 覚次郎



瀬峰町長 山 田 悦 郎



鶯沢町長 葛 岡 重 利



金成町長 佐 藤 小弥太



志波姫町長 鹿 野 清 一



花山村長 佐 藤 千 昭



【参照条文】

地方公務員法（抜粋）

第 13 条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない、人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第 16 条第 5 号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

第 15 条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて行わなければならない。

第 22 条 5 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、6 月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を 6 月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

6 臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。

合併特例法（抜粋）

第 9 条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

地方自治法（抜粋）

第 245 条の 6 次の各号に掲げる都道府県の執行機関は、市町村の当該各号に定める自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

1. 都道府県知事 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の担任する自治事務